

取扱区分：「公開」

令和3年第7回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和3年7月12日（月）10時00分

於：周南市役所 1階 多目的室

令和3年第7回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和3年7月12日(月) 午前10時02分 ~ 午前10時46分

2 場所 周南市役所 1階 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 16人

第2番	有馬俊雅	第3番	岩田実
第5番	白石純治	第6番	高橋恵
第7番	田中榮作	第8番	歳光時正
第9番	野村邦幸	第10番	林俊一
第11番	原田雅之	第12番	弘中壽
第13番	藤井孝	第14番	藤原典子
第15番	松田孝行	第16番	山崎光夫
第17番	笠井保雄(会長職務代理者)		
第18番	山下敏彦(会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 2人

第1番	秋貞啓子	第4番	佐伯伴章
-----	------	-----	------

(3) 事務局職員 5人

局長	山本尚秀	次長	杉岡清伸
次長補佐	時重智一	書記	重岡のぞみ
書記	和田智幸		

(4) 関係部署職員 1人

産業振興部農林課 農政担当主査 堀熊純一

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第27号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第28号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	7件
議案第29号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について	2件

第3 報告事項

報告第39号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	2件
報告第40号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	10件
報告第41号	農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	1件
報告第42号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	4件
報告第43号	地目変更登記に係る登記官からの照会に対する回答について	1件
報告第44号	現況が農地でないことの証明について	8件

山本事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

まず、既にお配りしております議案第28号につきまして訂正箇所が1箇所ございます。

本日、正誤表をお配りしておりますので、誠に恐れ入りますがご確認ください。

お詫びして訂正させていただきます。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中16人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第1番 秋貞 啓子 委員及び第4番 佐伯 伴章 委員のお2人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時2分 ～ ）

議長（山下会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より令和3年第7回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第5番 白石 純治 委員、第11番 原田 雅之 委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

1ページの議案第27号です。

所在、地目は記載のとおりで、3筆の3,341平方メートルでございます。

尚、現況は田及び畑で、川沿いの一段低くなっている狭小の農地には果樹が植えてあります。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢の為、今までと同じように農作業を続けることは難しいと考え、これを機に譲受人に田畑を生前贈与することに決めたそうです。

取得後の農地は、約47アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

松田委員

第15番 松田委員

15番松田です。

去る、6月16日、16時から譲渡人本人と会いました。

現在は、本人が耕作されていますが、どうしても子供さんに譲りたいということから、生前贈与したいということです。

尚、本人もまだ元気なので、ずっと手伝っていくということなので、了解をしたということです。

以上です。

議長（会山下長）

ありがとうございました。

ただ今の議案27号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第27号は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

2ページ、3ページの議案第28号は、1議案7件です。

では、番号1番をご説明いたします。

申請譲受人は、譲渡人から譲渡の相談があり、譲り受けることとし、景観に考慮しながら植樹をしようとするものです。

譲渡人は市外に居住し管理ができないことから、譲受人に無償で譲渡しようとするものです。

申請地は、勝間駅から南東へ約200メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は都市計画法により用途地域が定められている第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番 原田委員

原田委員

11番の原田です。議案第28号1番について補足説明いたします。

去る、6月21日に事務局と現地確認、6月30日に申請代理人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は、道路、水路、林、休耕地に囲まれており、耕転されていたものの、草が生えておりました。

代理人に確認したところ、譲渡人は相続したものの遠方に住んでおり管理できないため、譲受人に長年お願いして草刈りをしてもらっていたとのことでした。

今回の申請に合わせて譲受人が一度耕転したため現状のようになっているとのことでした。

譲渡人は土地の管理をお願いできる親族も地元におらず、今後も管理できないため、申請地及び家屋等全てを譲受人に譲渡したいとのことでした。

譲受人は隣接する土地でもあるため、譲渡人の申し出に応じることでした。

申請地は水も取れず、農業に不向きなため桜等を植え、管理倉庫を設けて管理し、地域の景観を考慮して季節の花を咲かせたいとのことでした。

周囲は宅地、水路、林、休耕地に囲まれており周辺農地への影響もなく、事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査しましたが、特に問題はないと考えます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第28号、番号1番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号1番について採決を行います。

議長（山下会長）

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第28号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

申請譲受人は、申請地の北西側にある譲受人のバイオマスセンターの事業に必要な資材置場とするため、申請地を購入しようとするものです。

譲渡人は高齢で耕作ができないため、譲受人に譲り渡そうとするものです。

申請地は、戸田支所から南西へ約1.8キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番 岩田委員

第3番の岩田です。

議案第28号2番について補足説明します。

本申請は譲受人である総合建設業者による農地転用の権利移動

許可申請になります。

地目は田で、面積は2筆合計3,966平方メートルです。

6月21日事務局職員と現地確認をしました。

現状は昨年まで水稲が作付けされていて、今年度は作付けされていませんでした。

6月29日譲受人と譲渡人双方で現地確認、意思確認をしました。

譲受人は近年木材チップ工場へ進出されて、製品は火力発電所へ、バイオマス燃料として出荷するとのことです。

間伐材等の集積場が手狭になり、隣接する申請地へ集積場として計画しているものです。

譲渡人は高齢となり後継者もなく耕作する事が出来ないので売却することにしたそうです。

調査項目に従い調査しましたが、近隣には田畑はなく問題ないと思います。

ご審議の程よろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第28号、番号2番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号2番について採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「適当である」旨の回答があれば許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第28号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番について、ご説明いたします。

申請借主は、借り家に住んでいることから、親戚の土地を借りて自己用住宅を建築しようとするものです。

貸主は、高齢であるので、借主に申請地を無償で貸して住んでもらおうとするものです。

申請地は、熊毛総合支所から南西へ約230メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は都市計画法により用途地域が定められている第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、写真のとおり、既に申請地に盛土がされていますが、6月23日付けで貸主から、今後は農地法の規定を法令遵守する旨の始末書が提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

第8番 歳光委員

8番歳光です。

議案第28号、農地法第5条第1項の規定による許可申請番号3について、7月10日に調査が出来ましたので報告します。

現地は長年耕作されてなく草刈り等を行う程度の管理はされており今回の申請の前に分筆を行い宅地にしようとするものです。

貸主に対し借主は姪の主人になり、使用貸借により家を建てるものです。

事前着工により宅地部分の造成が分かり、始末書の提出をしてい

ただいております。

また、転用に伴い周辺の農地は自己保有地であり、今回の申請による影響等を調査項目に従い調査を行いました。問題になるようなことはないかと思えます。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

ありがとうございました。

ただ今の議案第28号、番号3番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号3番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第28号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号4番をご説明いたします。

申請譲受人は、借り家に住んでいることから、自己用住宅を建築しようとするものです。

譲渡人は高齢で耕作ができないため、譲受人に譲り渡そうとするものです。

申請地は、熊毛総合支所から北西へ約90メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は都市計画法により用途地域が定められている第3種農地に該当します。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

農地転用の確実性につきましては、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番 原田委員

11番の原田です。

議案第28号4番について補足説明いたします。

去る6月24日に事務局と現地確認、6月30日に譲受人と電話にて、譲渡人と自宅にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は熊毛総合支所より約90メートルで譲渡人宅に隣接しており近年宅地化が進んでいる場所です。

現状は草も刈られ管理されているものの、耕作されていませんでした。

申請者は高齢の為、もう数年耕作しておらず、今回の申請に合わせて譲り渡すとのことでした。

譲受人家族は、現在申請地近くのアパートに住んでいるものの、自己用住宅を建築することとし、住環境がよいため、現在居住している周辺で土地を探していて、申請地を譲り受けたいとのことでした。

事業計画書、平面図、立面図、被害防除計画書に添って調査いたしました。申請地周辺は、譲渡人の所有地、住宅、公道であり、家庭雑排水は公共下水道への排水で、農地に与える影響はありません。

以上、何ら問題ないと考えますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第28号、番号4番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号4番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号、番号4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第28号、番号5番と6番ですが、隣接する農地で、一体の計画なので一括議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号5番及び6番を一括してご説明いたします。

まず、5番についてです。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積873.16平方メートル、パネル枚数450枚を設置するもので、発電出力は90キロワットです。

譲渡人は二人とも、現在、休耕で、管理も困難なので譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から南西約450メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

続きまして、6番です。

杉岡事務局次長

申請借主は、5番の申請地に太陽光発電設備を設置するため、当該申請地の798.63平方メートルを無償で借り受け、通路、駐車場、資材置場として一時転用しようとするものです。

工事終了後は原状回復をすることです。

貸主は、農地に支障はないと判断し、一時的に、無償で貸そうとするものです。

申請地は、戸田駅から南西約430メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、当該申請地と公衆用道路の間にある土地を太陽光発電設備の工事期間中使用することについて、「これを管理する事業所から了解を得ている。」とのことでした。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番 岩田委員

3番の岩田です。

議案第28号5番と6番について一括して補足説明します。

最初に5番から説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

6月24日、事務局職員と現地確認をしました。

譲渡人は2名で、どちらも地目は田で面積は1,063平方メートルと885平方メートルで、二筆の合計は1,949平方メートルです。

一筆について、譲渡人とは連絡が取れないので代理人の方と7月1日電話にて意思確認をしました。

現状は雑草が茂って、一部には木も生えており、数年間耕作された様子はありません。

もう一筆については、7月3日譲渡人と現地において現地確認と意思確認をしました。

現状は昨年まで耕作して今年は作付けされていません。

高齢となり耕作することが出来ないので売却することにしたそうです。

次に6番について補足説明します。

5番との関連事業になります。

本申請は、借主である太陽光発電業者による農地転用の使用貸借による一時的な権利設定の申請になります。

6月24日、事務局職員と現地確認をしました。

地目は田で、面積は1,261平方メートルのうち、798.63平方メートルを申請するものです。

現状は雑草が茂っており、数年間耕作された様子はありません。

貸主は県外にお住いのため、7月1日代理人の方と連絡をとり意思確認をしました。

借主とは代理人の方と電話連絡を取り意思確認をしました。

5番の申請地への作業道と資材置き場等に使用することです。

工事が終了したら原状回復することです。

5番と6番について調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思います。

申請書、位置図、分権図、事業計画書、土地利用計画図は先ほどの事務局の説明通りです。

ご審議の程よろしくお願いします。

ありがとうございました。

議長（山下会長）

ただ今の議案第28号、番号5番及び6番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号5番及び6番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号、番号5番及び6番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第28号、番号7番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号7番をご説明いたします。

申請借主は、現在、借り家に住んでいますが、両親の老後を見守るために、実家近くに自己用住宅を建築しようとするものです。

貸主は、無償で借主に貸そうとするものです。

申請地は、菊川支所から北東へ約1,020メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第14番 藤原委員

藤原委員

14番藤原です。

議案第28号7番について、6月24日に事務局職員と現地確認を行い、申請者とは電話にて意思確認をお聞きしましたのでご報告いたします。

現地は、貸付人の自宅に近く、昨年まで貸付人が稲作をされていたようですが、今年は田植えをされていませんが、手入れは多少しておられるようです。

貸付人は、昨年7月29日に相続で申請地を取得しました。

ちょうど娘婿夫婦が家を探していたので申請地を提供することにし、今年6月2日に分筆し、283平方メートルの土地を使用貸借することにしました。

一方、借受人は妻の実家に近く、将来両親の老後を見守りたいという思いもあり申請地に自己用住宅を建てることを決め、同年6月14日に都市計画法第34条該当に関する申告書、市条例による分家住宅用を市に提出しました。

申請地の東側は市道に面していますが、市道より申請地は低いので0.8メートルの盛土をする計画です。

また、建物は平屋で幅1.3メートルの緑地を設置するので周辺の農地の日照、通風等に支障はないと思われれます。

下水は公共下水道に接続しており、雨水は溜め枿を経て水路に流すため、道路占用許可指令書が添付されています。

土地の整備及び建築費用につきましては、その全額の金融機関の融資証明書が添付されており、建物の図面も揃っていますので、計画実現の確実性も問題ないと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第28号、番号7番の案件について、質疑を行います。ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号7番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号、番7番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」の番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

5ページの議案第29号は、1議案2件です。

本議案につきましては、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更についての意見を求められたもので、農林課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、農林課より説明をお願いします。

堀熊主査。

農林課 堀熊主査

農林課の堀熊です。

よろしく願いいたします。

議案第29号農業振興地域整備計画の変更については、5月末までに2件の除外の申出があり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきお諮りするものです。

それでは、1番の除外について説明いたします。本件は地権者が居住する住宅が老朽化した為、建替えを検討するにあたり、現在の居宅敷地が土砂災害防止法の「土砂災害特別警戒区域」に指定されていることから、現地建替えが困難なため、隣接する当該地に自

己用住宅を建築したいとの申出です。

申出地は、熊毛総合支所から西に約2.5キロメートルのところに位置しており、所在、地目、地積は議案書のとおりです。

また、位置図、周辺図、分間図、写真については、配付資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の北側は宅地、東側は雑種地、西と南側は農地に面しております。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

説明は以上です。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び除外に関するの意見をお願いします。

原田委員

第11番 原田委員

11番の原田です。

議案第29号1番について報告いたします。

去る6月24日に農林課、事務局と現地確認、7月2日に申請人と自宅及び電話で意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は現在自己保全管理で耕耘され、草刈されておりました。

申請人は現在住んでいる住居が老朽化し、建て替えを考えているが、現在の敷地が土砂災害特別警戒区域に該当しており、建て替えできないため高低差もなく隣接している申請地を分筆し、宅地利用したいとのことでした。

申請地は集団農地の中でもいわゆる角地にあたり、水路もないため長年畑として利用していたとのことでした。

申請地の周辺は申請者所有の農地で、農地の日当たりも考慮して新築家屋高さを制限しており、雨水は河川、生活排水は合併処理浄化槽を介して河川への放流のため、農業用水への影響もないと考えています。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました

が、農用地除外について特に問題はないと考えます。

ご審議の程よろしくお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第29号、番号1番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、議案第29号、番号1番の採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第29号、番号1番は、特に意見がない旨、市長に答申いたします。

続きまして、議案第29号、番号2番を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

堀熊主査

農林課 堀熊主査

続きまして、2番の除外についてですが、本件は事業者が近隣で建設業を営んでおり、自己所有する残土処理場の受入容量が残り少なくなっただけのため、新たに残土処理場を建設したいとの申出です。

申出地は、熊毛総合支所から西に約3.1キロメートルのところに位置しており、所在、地目、地積は議案書のとおりです。

また、位置図、周辺図、分間図、写真については、配付資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の西側は雑種地、北側と南側は山林、東側は市道と農地に面しております。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

説明は以上です。

会長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び除外に

第11番 原田委員

関しての意見をお願いします。

原田委員

11番の原田です。

議案第29号2番について報告いたします。

去る6月2日に事務局と現地確認、6月30日に申請人と電話で意思確認をいたしましたので報告いたします。

申請地は山林、道路に囲まれており現在自己保全管理されているものの草が生えておりました。

申請人の話では申請地はここ30年近く耕作しておらず、草刈りによる自己保全管理をしているとのことでした。

以前は田んぼとして利用していたのですが、その当時から水がなく、ボーリングしてポンプで灌水していたとのことでした。

草刈りも定期的にしていたものの、近年年齢とともに難しくなってきたため、この度の事業計画の申し出に応じたいとのことでした。

事業計画は主に公共工事により発生する残土処理場で、近年の豪雨災害の復旧行為のため、新たな残土処理場が必要になったとのことでした。

申請地及び周辺の土地一帯で、道路、水路も含まれておりますが、それらの付け替え等も担当部署との事前協議済みとのことでした。

造成も安全勾配をとった法面に芝張りし、雨水については溜め枿を介して河川への放流で、農業用水への放流はありません。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしました。申請地を含め周辺は長年耕作放棄された農地で、一部すでに非農地判断がされており、周辺農地に及ぼす影響はないと考えており、農用地除外については問題ないと考えます。

ただ、この度の熱海での盛土の崩壊による土石流がありました。

盛土の際の排水安全対策等は担当部署の指導のもと、確実に実施してもらいたいと付け加えさせていただきます。

議長（山下会長）

ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの議案第29号、番号2番の案件について質疑を行います。

ご意見ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、議案第29号、番号2番について採決を行います。

承認することにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

意義がありませんので、議案第29号、番号2番は、特に意見がない旨、市長に答申いたします。

ここで、農林課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

（堀熊主査退席）

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第39号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

5ページの報告第39号は、市街化区域内にある農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。今回は2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第39号を終わります。

続きまして、報告第40号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

6ページ、7ページの報告第40号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため権利を取得するもので、許可は不要とされています。今回は10件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第40号を終わります。

続きまして、報告第41号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

7ページの報告第41号は、農業委員会に文書を提出することで許可は要しないとされているもので、農地法施行規則第53条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話にかかる基地局等の設置のための転用です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第41号を終わります。

続きまして、報告第42号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

9ページの報告第42号は、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は4件です。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で報告第42号を終わります。

続きまして、報告第43号「地目変更登記に係る登記官からの照会に対する回答について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

10ページの報告第43号は、山口地方法務局周南支局登記官より農地の転用事実に関する照会があり、現地調査の上、回答したものです。

所在、地目は記載のとおりで、市街化区域の農地です。

登記簿上の地目を田から原野に変更するにあたり、地目の認定に必要な調査で、事務局職員の調査により、現地は雑草が生えてはいるものの、再生可能な農地であると判断し、その旨回答しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で報告第43号を終わります。

続きまして、報告第44号「現況が農地でないことの証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

11ページから12ページの報告第44号は、登記簿上の地目が田又は畑で、現況が田又は畑以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする方からの申請に基づき証明をするもので、今回は8件です。

内容は記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

なお、番号5番及び6番の農用地1筆につきましては、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業整備地域整備計画の随時変更を行い、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第44号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和3年第7回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時46分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和3年7月12日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 白 石 純 治

委 員 原 田 雅 之